

平成 2 7 年度 第 1 回
加古川市立学校校区審議会

平成 2 7 年 9 月 1 8 日
市役所 新館 8 階 1 8 1 会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 教育長あいさつ

4 委 員 紹 介

5 会長及び副会長の選出について

6 議 事

(1) 規定及び平成27年度加古川市立小・中学校の就学状況

①加古川市立小学校及び中学校校区規則について

②就学すべき学校の変更(校区外・区域外就学)について

③児童生徒数及び学級数について

7 そ の 他

8 閉 会

加古川市立学校校区審議会委員名簿

平成27年9月11日現在

区 分		氏 名	在職年数等
関係諸団体の代表	小学校校長会の代表	あらき ともこ 荒木 智子	5ヶ月
	中学校校長会の代表	たなか くにひこ 田中 邦彦	1年5ヶ月
	P T A連合会の代表	くまき つとむ 熊木 勉	3ヶ月
	P T A連合会の代表	さいとう さなえ 齋藤 早苗	3ヶ月
その他教育委員会の 必要と認める者		たかまつ たけし 高松 武司	4年
		きむら まり 木村 眞理	1年
		やまうち さだと 山内 貞人	1年
		にしうら ふ じ こ 西浦 富士子	3年

参 考 資 料

目 次

【議事関係】

加古川市立小学校及び中学校校区規則……………	1
加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱……………	6
就学すべき学校の変更に関する要綱……………	1 4
加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準……………	1 7
平成 2 7 年度理由別校区外・区域外就学申請件数……………	1 8
児童生徒数一覧表（平成 2 7 年 5 月 1 日現在）……………	1 9
児童生徒数及び学級数推計表……………	2 0

【その他】

加古川市立学校校区審議会条例……………	2 2
加古川市立学校校区審議会条例施行規則……………	2 3

加古川市立小学校及び中学校校区規則

昭和 60 年 3 月 30 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき、就学予定者、学齢児童又は学齢生徒の就学すべき小学校又は中学校を指定する基準としての区域（以下「校区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小学校校区)

第 2 条 小学校の校区は、別表第 1 のとおりとする。

(中学校校区)

第 3 条 中学校の校区は、別表第 2 のとおりとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 4 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 18 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 5 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 15 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 12 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 7 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 19 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 18 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 6 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 14 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 11 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 24 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。ただし、別表第 1「加古川市立平岡小学校」の項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、加古川市、高砂市宝殿中学校組合規約（昭和 32 年組合規約第 1 号）の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による許可のあった日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、川西小学校校区において平成 17 年度に小学校を卒業する学齢児童から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 13 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、東播都市計画事業坂元・野口土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川小学校	加古川町篠原町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町寺家町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町本町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町木村（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町西河原（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町栗津（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町北在家の一部、加古川町備後の一部、加古川町平野の一部
加古川市立氷丘小学校	加古川町大野（神野小学校校区を除く。） 加古川町中津 加古川町河原（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町美乃利（氷丘南小学校校区を除く。）
加古川市立神野小学校	加古川町大野の一部、神野町神野（陵北小学校校区を除く。） 神野町西条の一部、神野町石守、神野町西之山、神野町福留、神野町日岡苑、山手 1 丁目、山手 2 丁目、山手 3 丁目、神野町石守 1 丁目、神野町石守 2 丁目、神野町石守 3 丁目、神野町福留 1 丁目、野口町水足の一部、八幡町中西条の一部
加古川市立野口小学校	加古川町北在家の一部 野口町野口（平岡北小学校校区を除く。） 野口町良野、野口町坂元、野口町坂元北 1 丁目、野口町坂元北 2 丁目、野口町坂元北 3 丁目、野口町坂元北 4 丁目、野口町坂元北 5 丁目 野口町北野（野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家の一部、尾上町安田の一部

加古川市立平岡小学校	野口町二屋の一部、平岡町西谷 平岡町高畑（平岡東小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町山之上（平岡東小学校校区を除く。） 平岡町二俣の一部、平岡町新在家（野口小学校校区、野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家 1 丁目、平岡町新在家 2 丁目、平岡町新在家 3 丁目
加古川市立尾上小学校	加古川町北在家の一部、尾上町養田の一部 尾上町池田（浜の宮小学校校区、若宮小学校校区を除く。） 尾上町長田（若宮小学校校区を除く。） 尾上町安田（浜の宮小学校校区、鳩里小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 尾上町口里の一部
加古川市立別府小学校	別府町別府（平岡南小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 別府町朝日町、別府町宮田町、別府町中島町、別府町石町、別府町緑町、別府町本町 1 丁目、別府町本町 2 丁目、別府町東町、別府町元町、別府町西町、別府町港町、別府町西脇（平岡南小学校校区を除く。） 別府町西脇 2 丁目、別府町西脇 3 丁目
加古川市立八幡小学校	八幡町下村、八幡町野村、八幡町宗佐、八幡町船町、 八幡町上西条 八幡町中西条（神野小学校校区を除く。） 上荘町国包（上荘小学校校区を除く。）
加古川市立平荘小学校	平荘町山角、平荘町養老、平荘町里、平荘町池尻、平荘町西山、 平荘町小畑、平荘町一本松、平荘町神木、平荘町上原、平荘町中山、平荘町磐、平荘町新中山
加古川市立上荘小学校	上荘町小野、上荘町薬栗、上荘町見土呂、上荘町国包の一部、上荘町井ノ口、上荘町白沢、上荘町都染、上荘町都台 1 丁目、上荘町都台 2 丁目、上荘町都台 3 丁目
加古川市立東神吉小学校	東神吉町神吉（東神吉南小学校校区を除く。） 東神吉町天下原、東神吉町升田
加古川市立西神吉小学校	西神吉町辻、西神吉町岸（川西小学校校区を除く。） 西神吉町大国、西神吉町西村、西神吉町中西、西神吉町宮前、西神吉町鼎
加古川市立川西小学校	東神吉町西井ノ口の一部、西神吉町岸の一部、米田町平津、 米田町船頭（東神吉南小学校校区を除く。）
加古川市立陵北小学校	神野町神野の一部、神野町西条（神野小学校校区を除く。） 西条山手 1 丁目、西条山手 2 丁目、新神野 1 丁目から新神野 8 丁目まで
加古川市立平岡南小学校	野口町二屋の一部、平岡町二俣（平岡小学校校区を除く。） 平岡町中野、平岡町八反田、平岡町一色 平岡町一色西 1 丁目、平岡町一色西 2 丁目 平岡町一色東 1 丁目、平岡町一色東 2 丁目、平岡町一色東 3 丁目 別府町別府の一部、別府町西脇の一部
加古川市立浜の宮小学校	尾上町池田の一部、尾上町安田の一部 尾上町口里（尾上小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町 5 丁目の一部 野口町長砂の一部

加古川市立鳩里小学校	加古川町木村の一部 加古川町稲屋（若宮小学校校区を除く。） 加古川町友沢、加古川町西河原の一部 加古川町栗津の一部 加古川町北在家（加古川小学校校区、野口小学校校区、尾上小学校校区を除く。） 加古川町備後（加古川小学校校区を除く。） 加古川町南備後（若宮小学校校区を除く。） 尾上町養田の一部、尾上町安田の一部
加古川市立平岡東小学校	平岡町高畑の一部、平岡町土山 平岡町山之上の一部
加古川市立野口北小学校	野口町水足（神野小学校校区を除く。） 野口町北野の一部、平岡町新在家の一部
加古川市立志方小学校	志方町志方町、志方町上富木、志方町投松、志方町高畑の一部、 志方町西飯坂、志方町西中（志方西小学校校区を除く。） 志方町横大路の一部
加古川市立志方東小学校	志方町高畑（志方小学校校区を除く。） 志方町廣尾、志方町岡、志方町細工所、志方町野尻、志方町大澤、 志方町行常、志方町畑、志方町雑郷、志方町東飯坂、志方町東中、 志方町大宗
加古川市立志方西小学校	志方町西中の一部、志方町永室、志方町西牧、志方町山中、志方 町原、志方町成井、志方町西山、志方町横大路（志方小学校校区 を除く。）
加古川市立氷丘南小学校	加古川町篠原町の一部、加古川町寺家町の一部、加古川町本町の 一部、加古川町河原の一部、加古川町溝之口、加古川町平野（加 古川小学校校区を除く。） 加古川町美乃利の一部
加古川市立平岡北小学校	野口町野口の一部、野口町北野の一部 平岡町高畑の一部、平岡町新在家の一部 平岡町つつじ野
加古川市立野口南小学校	野口町古大内、野口町二屋（平岡小学校校区、平岡南小学校校区 を除く。） 野口町坂井（別府西小学校校区を除く。） 野口町長砂（別府西小学校校区、浜の宮小学校校区を除く。） 尾上町安田の一部、別府町別府の一部
加古川市立東神吉南小学校	東神吉町神吉の一部、東神吉町出河原、東神吉町砂部、東神吉町 西井ノ口（川西小学校校区を除く。） 米田町船頭の一部
加古川市立若宮小学校	加古川町稲屋の一部、加古川町南備後の一部、尾上町養田（尾上 小学校校区、鳩里小学校校区を除く。）、 尾上町養田1丁目、尾上町養田2丁目、尾上町養田3丁目、尾上 町池田の一部、尾上町長田の一部、尾上町今福、尾上町旭1丁目、 尾上町旭2丁目、尾上町旭3丁目
加古川市立別府西小学校	野口町坂井の一部、野口町長砂の一部、別府町新野辺、 別府町新野辺北町1丁目から別府町新野辺北町4丁目まで 別府町新野辺北町5丁目（浜の宮小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町6丁目から別府町新野辺北町8丁目まで

別表第 2（第 3 条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川中学校	加古川市立加古川小学校校区 加古川市立鳩里小学校校区
加古川市立中部中学校	加古川市立野口小学校校区 加古川市立野口南小学校校区
加古川市立浜の宮中学校	加古川市立尾上小学校校区 加古川市立浜の宮小学校校区 加古川市立若宮小学校校区
加古川市立両荘中学校	加古川市立平荘小学校校区 加古川市立上荘小学校校区
加古川市立平岡中学校	加古川市立平岡小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡東小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡北小学校校区
加古川市立氷丘中学校	加古川市立氷丘小学校校区 加古川市立氷丘南小学校校区
加古川市立神吉中学校	加古川市立東神吉小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区 加古川市立川西小学校校区 加古川市立東神吉南小学校校区
加古川市立山手中学校	加古川市立神野小学校校区（加古川市立陵南中学校校区を除く。） 加古川市立八幡小学校校区 加古川市立陵北小学校校区
加古川市立志方中学校	加古川市立志方小学校校区 加古川市立志方東小学校校区 加古川市立志方西小学校校区
加古川市立平岡南中学校	加古川市立平岡小学校校区の一部 加古川市立平岡南小学校校区 加古川市立平岡東小学校校区の一部
加古川市立別府中学校	加古川市立別府小学校校区 加古川市立別府西小学校校区
加古川市立陵南中学校	加古川市立神野小学校校区の一部 加古川市立野口北小学校校区

加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号。以下「校区規則」という。）の別表第1及び別表第2に定める校区の区域について、必要な事項を定める。

(小学校校区)

第2条 校区規則別表第1に定める校区の区域は、別表1のとおりとする。

(中学校校区)

第3条 校区規則別表第2に定める校区の区域は、別表2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立加古川 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 773 番地の 8 2482 番地 2515 番地 2535 番地 2639 番地 2664 番地 2674 番地
	加古川町備後の一部	備後 23 番地の 6 から 23 番地の 24 まで
	加古川町平野の一部	平野 333 番地
加古川市立神野 小学校	加古川町大野の一部	大野 1 番地の 3 1530 番地
	神野町西条の一部	西条 1286 番地 1288 番地の 1 1300 番地の 3 1306 番地の 2 1414 番地 1420 番地の 2
	野口町水足の一部	水足 1626 番地の 38 1626 番地の 52 1791 番地
	八幡町中西条の一部	中西条 1020 番地の 253
加古川市立野口 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 2011 番地 2711 番地 2712 番地
	平岡町新在家の一部	新在家 654 番地 から 656 番地 まで 702 番地の 1 702 番地の 3 710 番地の 1 714 番地の 1 716 番地 ローズヴィラ東加古川 東加古川ハイタウン
	尾上町安田の一部	安田 107 番地の 13
加古川市立平岡 小学校	野口町二屋の一部	二屋 354 番地 から 356 番地 まで 359 番地 から 368 番地 まで
	平岡町二俣の一部	二俣 905 番地 907 番地 908 番地 909 番地 912 番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立尾上 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 451 番地の 8 452 番地の 1 北在家のうち明姫幹線以南
	尾上町養田の一部	養田 1259 番地 から 1266 番地 まで 1270 番地 1272 番地 1274 番地
	尾上町口里の一部	口里 150 番地の 2 から 150 番地の 5 まで 151 番地 から 158 番地 まで (158 番地の 3 から 158 番地の 5 までを除く) 163 番地の 3 163 番地の 5 164 番地 から 167 番地 まで 192 番地 から 196 番地 まで 199 番地 から 208 番地 まで 770 番地の 2 から 770 番地の 4 まで
加古川市立上荘 小学校	上荘町国包の一部	国包のうち加古川以西
加古川市立川西 小学校	東神吉町西井ノ口の一 部	西井ノ口 649 番地 650 番地の 1 650 番地の 4 から 650 番地の 9 ま で 650 番地の 12 から 650 番地の 21 まで 668 番地の 2 から 668 番地の 5 まで 687 番地 690 番地 697 番地の 1 697 番地の 7 697 番地の 9 から 697 番地の 17 まで 832 番地(832 番地の 3 を除く) 833 番地 (833 番地の 4 833 番地の 6 833 番地の 7 833 番地の 15 833 番地の 16 を除く) 西井ノ口のうち J R 神戸線以南 (845 番地の 3 を除く)
	西神吉町岸の一部	岸 152 番地の 3
加古川市立陵北 小学校	神野町神野の一部	神野 1365 番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 小学校	野口町二屋の一部	二屋 105 番地の 2 350 番地 352 番地 358 番地
	別府町別府の一部	別府 548 番地の 1 579 番地 584 番地の 1 635 番地 639 番地の 1 651 番地 から 751 番地 まで 897 番地の 8 897 番地の 12 897 番地の 15
	別府町西脇の一部	西脇 116 番地の 2
加古川市立浜の宮 小学校	尾上町池田の一部	池田 83 番地 から 85 番地 まで 89 番地 97 番地 102 番地 107 番地 110 番地 114 番地の 1 155 番地 156 番地 158 番地の 3 165 番地 から 167 番地 まで 168 番地の 1 169 番地 326 番地 327 番地 345 番地 346 番地 349 番地 351 番地 361 番地 1497 番地 1500 番地 1504 番地 1506 番地 1508 番地 から 1649 番地 まで 2349 番地 から 2391 番地 まで
	尾上町安田の一部	安田 282 番地 から 301 番地 まで
	別府町新野辺北町 5 丁目の一部	別府町新野辺北町 5 丁目 3 番地の 1 から 3 番地の 3 まで 8 番地の 2 から 8 番地の 4 まで 26 番地 27 番地 33 番地 34 番地 35 番地の 5 35 番地の 6 46 番地
	野口町長砂の一部	長砂 986 番地 987 番地 989 番地 から 993 番地 まで

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立鳩里 小学校	加古川町木村の一部	木村 662 番地から 667 番地まで 688 番地 689 番地 690-1 番地 690-4 番地 691 番地から 771 番地まで (662 番地から 667 番地まで 及び 737 番地から 743 番地まで は加古川中央線の北側は除く) 加古川西団地
	加古川町西河原の一部	加古川西団地
	加古川町栗津の一部	栗津 51 番地の 1 73 番地の 1
	尾上町養田の一部	養田 203 番地の 1 205 番地の 16 205 番地の 19 207 番地の 5 207 番地の 11 207 番地の 13 207 番地の 18 から 207 番地の 22 まで
	尾上町安田の一部	安田 912 番地
加古川市立平岡東 小学校	平岡町高畑の一部	高畑 529 番地の 4 529 番地の 21 から 529 番地の 25 まで 638 番地 639 番地 640 番地 641 番地 643 番地 644 番地
	平岡町山之上の一部	山之上 684 番地
加古川市立野口北 小学校	野口町北野の一部	北野のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 902 番地の 21 から 902 番地の 138 まで 902 番地の 243 から 902 番地の 290 まで 2562 番地 2563 番地 2566 番地の 2
加古川市立志方 小学校	志方町高畑の一部	高畑 1037 番地
	志方町横大路の一部	横大路 1 番地 から 84 番地 まで (69 番地を除く)
加古川市立志方西 小学校	志方町西中の一部	西中 178 番地の 1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立氷丘南 小学校	加古川町篠原町の一部	篠原町 153 番地の 2 153 番地の 4 212 番地の 10
	加古川町寺家町の一部	寺家町のうち J R 神戸線以北
	加古川町本町の一部	本町のうち J R 神戸線以北
	加古川町河原の一部	河原のうち加古川バイパス以南(472 番地の 2 472 番地の 10 472 番地の 11 472 番地の 16 から 472 番地の 18 まで 472 番地の 25 を除く)
	加古川町美乃利の一部	美乃利のうち加古川バイパス以南 (243 番地の 1 を除く)
加古川市立平岡北 小学校	野口町野口の一部	野口 291 番地
	野口町北野の一部	北野 9 番地
	平岡町高畑の一部	高畑のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 796 番地 799 番地 801 番地 802 番地 809 番地の 3 811 番地の 6 812 番地の 1 812 番地の 7 830 番地の 1 830 番地の 3 新在家のうち加古川バイパス以北及び新在家の うち県道八幡別府線より東側で J R 神戸線以北 (1520 番地を除く)
加古川市立野口南 小学校	尾上町安田の一部	安田 279 番地
	別府町別府の一部	別府 899 番地の 6

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立東神吉南小学校	東神吉町神吉の一部	神吉 398 番地の 4 399 番地の 4 399 番地の 10 399 番地の 12 399 番地の 14 409 番地の 5 409 番地の 7 444 番地 445 番地 451 番地 から 454 番地 まで 608 番地の 1 から 608 番地の 250 まで 651 番地 から 760 番地 まで 823 番地
	米田町船頭の一部	船頭 523 番地の 3 525 番地の 8 538 番地 から 562 番地 まで
加古川市立若宮小学校	加古川町稲屋の一部	稲屋 404 番地 405 番地 (405 番地の 1 405 番地の 3 を除く) 1281 番地 1282 番地 1284 番地
	加古川町南備後の一部	南備後 185 番地の 3 185 番地の 16 186 番地の 4 186 番地の 5 186 番地の 11 194 番地の 4 194 番地の 5 194 番地の 8 195 番地の 9 195 番地の 11 195 番地の 12 195 番地の 17 195 番地の 19 195 番地の 29 198 番地の 5
	尾上町池田の一部	池田 830 番地の 5 830 番地の 7 830 番地の 20 830 番地の 21 830 番地の 38 から 830 番地の 40 まで 830 番地の 42 830 番地の 49 から 830 番地の 56 まで 830 番地の 108 から 830 番地の 123 まで
	尾上町長田の一部	長田 373 番地の 1 373 番地の 5 373 番地の 8 374 番地の 3 377 番地の 1 から 377 番地の 3 まで 377 番地の 14 377 番地の 15
加古川市立別府西小学校	野口町坂井の一部	坂井のうち明姫幹線以南
	野口町長砂の一部	長砂 1010 番地 1018 番地 1019 番地 1172 番地 1173 番地 1175 番地 1189 番地 1190 番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

別表 2

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 中学校	加古川市立平岡小 学校校区の一部	山之上 二俣の一部 二屋の一部 高畑 140 番地の 1 から 140 番地の 3 まで 141 番地 143 番地 173 番地(173 番地の 4 を除く) 174 番地の 4 から 174 番地の 7 まで 175 番地 176 番地 184 番地 186 番地 199 番地の 3 から 199 番地の 12 まで 202 番地の 3 から 202 番地の 7 まで 205 番地 から 207 番地 まで 209 番地の 5 から 209 番地の 9 まで 新在家 1 番地から 199 番地 まで (37 番地の 1 を除く) 398 番地の 7 から 398 番地の 8 まで 405 番地 から 449 番地 まで 457 番地 460 番地 から 462 番地 まで 470 番地 から 482 番地 まで 488 番地 から 491 番地 まで 668 番地 から 699 番地 まで
	加古川市立平岡東 小学校校区の一部	山之上 684 番地
加古川市立陵南中 学校	加古川市立神野小 学校校区の一部	石守 (997 番地 998 番地の 1 998 番地の 7 を除く) 福留 日岡苑 石守 1 丁目 石守 2 丁目 石守 3 丁目 福留 1 丁目 大野 1530 番地 水足 1626 番地の 38 1626 番地の 52 1791 番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

就学すべき学校の変更に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号）に基づき指定する就学すべき学校を変更することに関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「校区外就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、加古川市立学校の内で就学すべき学校を変更することをいう。
- (2) 「区域外からの就学」とは、加古川市内に住所を有しない児童生徒が、加古川市立学校に就学することをいう。
- (3) 「区域外への就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、他市町村立学校等に就学することをいう。
- (4) 「指定校」とは、児童生徒が就学すべき学校をいう。

(変更の基準)

第3条 指定校の変更は、児童生徒の教育上有益であることを第一義としなければならない。

- 2 指定校の変更の基準及び期間等は、別表のとおりとする。

(変更の手続)

第4条 校区外就学または区域外からの就学を児童生徒にさせようとする保護者は、「校区外・区域外 就学申請書（兼）誓約書」（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請が校区外就学のときは、その内容を審査し諾否を決定するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の申請が区域外からの就学のときは、その理由が正当であると認めたときは、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会に「区域外就学協議書」（様式第2号）により協議し、その諾否を決定するものとする。
- 4 教育委員会は、前2項において諾否を決定したときは、「校区外・区域外就学許可通知書」（様式第3号）または「校区外・区域外就学不許可通知書」（様式第4号）により保護者に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項において許可したときは、「校区外・区域外就学承諾通知書」（様式第5号）により、変更後において就学する学校の学校長に通知するものとする。

(区域外への就学)

第5条 教育委員会は、他市町村教育委員会等から区域外への就学について協議を求められたときは、当該市町村教育委員会等の様式により協議し、その諾否を決定するものとする。

(保護者の責任)

第6条 校区外・区域外就学に伴う通学については、保護者の責任において行うものとする。

(許可の取り消し)

第7条 教育委員会は、校区外・区域外就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 故意に虚偽の申請をしたと認められるとき。

(2) 申請理由が消滅したと認められるとき。

(3) 校区外・区域外就学する学校の学則等を遵守しないとき。

(4) その他教育委員会が、許可の取り消しが必要な事由であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消したときは、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第6号)により、保護者に通知するとともに、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第7号)により、許可を取り消される学校の校長に通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日以降の就学すべき学校の変更の申請、審査、協議、その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表⑫及び⑬の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成19年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成19年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成22年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表①イ及び⑯の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成22年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成22年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要

綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表中⑧の項から⑩の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 27 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 27 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準

事由	分類	許可期間	許可基準	申請	添付書類等
① 学期途中に転居する場合	ア 高学年	卒業まで	小学5～6年生、中学2～3年生が4月1日以降に転居・転出する場合、卒業まで現籍校就学を許可。	事由発生時	住民異動届の写し又は住民票の写し
	イ 高学年以外	学年末まで ※高学年の兄弟姉妹がいる場合、その者の卒業時まで	小学1～4年生、中学1年生が4月1日以降に転居・転出する場合、学年末まで現籍校就学を許可。	事由発生時	住民異動届の写し又は住民票の写し
② 転居予定先の学校へ先に就学する場合		住民票異動（転居）まで ※1年以内	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の学校に学年開始時より就学を許可。	当初	建築確認通知書・売買契約書等の写し
③ 住宅購入手続きのため住民票のみ異動させる場合		住宅完成時まで	住宅完成後転校が確実な場合、住宅完成時まで現籍校の就学を許可。	異動時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
④ 住宅建替えのため一時的に住所を異動する場合		住宅建替後、元の住居に戻るまで（1年以内）	住宅建替え後、元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
⑤ 特別支援学級への入級の場合	ア 特別支援学級（病弱学級を除く）	特別支援学級入級の期間	指定校に当該児童生徒の障がいに該当する学級がない場合、他の学校への就学を許可。	随時	
	イ 病弱学級	入院期間中	加古川市民病院入院期間中、川西小学校、神吉中学校への就学を許可。	随時	
⑥ 強制立退きの場合		卒業まで	公権力による場合、卒業まで現籍校への就学を許可。	事由発生時	事実を証明する書類
⑦ 災害等で住所を一時的に異動する場合		避難期間中	災害復旧後元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	罹災証明 住民票の写し
⑧ 保護者の就労による場合		学年末まで	保護者が就労しているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	保護者の就業証明書 児童生徒を預かる者の承諾書 自営業の場合は民生委員の証明
⑨ 保護者の疾病による場合		学年末まで	保護者の疾病により、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書 児童生徒を預かる者の承諾書 保護者の就業証明書 自営業の場合は民生委員の証明
⑩ 保護者が常時看護、介護を行っている場合		学年末まで	保護者が看護、介護を行っているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書または介護保険証（要介護度が記載されているもの） 児童生徒を預かる者の承諾書 保護者の就業証明書 自営業の場合は民生委員の証明
⑪ 教育的に配慮する場合	ア 身体上の理由	学年末まで	児童・生徒の身体上の理由により、配慮が必要と認められる場合、医師の意見を参考に就学を許可。	毎年度	医師の診断書
	イ 教育的理由	卒業まで	いじめ・不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	当初	関係する学校長の意見書 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑫ 地理的な理由による場合	ア 距離	卒業まで	自宅から学校まで徒歩で安全に通学できる距離が、小学校にあっては2km以上、中学校にあっては3km以上あり、指定された学校より隣接学校が近い場合に許可。	当初	
	イ 安全性、利便性	卒業まで	通学路等の地理的面や隣接学校との距離等を考慮し、指定された学校への通学が著しく不合理な場合、教育委員会が別に定める地域について許可。	当初	
⑬ 部活動による場合		卒業まで ※退部または理由なく長期にわたり休部した場合はその日まで	転入転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部活動に入部することを前提として、その部活動のある近隣中学校への就学を許可。（希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校）（中学生の間のみ許可）	当初	継続的に部活動をおこなっていたことを証明する書類。 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑭ 町内会の加入による場合		卒業まで	加入している町内会が住民登録地の町内会と異なる場合、加入している町内会の学校への就学を許可。	当初	町内会長町内会加入証明
⑮ 特別な事情により住民票の異動ができない場合		卒業まで	債権者からの逃避等、やむをえない場合、居住地の学校への就学を許可。	当初	住民票、健康保険証の写し等、住所氏名の確認ができるもの 居住地が確認できるもの
⑯ 稲美町との覚書による場合		卒業まで	昭和51年の稲美町との覚書に該当する場合は、卒業まで稲美町の学校への就学を許可。	当初	
⑰ その他教育委員会が必要と認めた場合		校区外・区域外就学が必要な期間	教育委員会が特に必要と認めた場合、校区外・区域外就学を許可。	当初	教育委員会が必要とする書類

※上記は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。いずれの事由による場合も、保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと学校長が認めた場合にのみ適用し、教育委員会が許可します。

※故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消します。

平成27年度 理由別校区外・区域外就学申請件数

【小学校】		(人)	
	理 由	H27	H26
①－ア	学期途中の転居 (5・6年は卒業まで)	9	35
①－イ	学期途中の転居 (学年末まで)	13	54
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	40	26
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤－ア	特別支援学級	0	0
⑤－イ	病弱学級	0	1
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	86	95
⑨	保護者の疾病	3	4
⑩	保護者看護・介護	0	1
⑪－ア	教育的配慮(身体上理由)	2	0
⑪－イ	教育的配慮(学校長意見等)	0	2
⑫－ア	地理的な理由(距離)	0	1
⑫－イ	地理的な理由(安全性・利便 性)	11	11
⑬	部活動による(中学生のみ)		
⑭	町内会	20	12
⑮	住民票を異動できない	2	23
⑯	兄弟姉妹で校区が異なる	1	0
⑰	稲美町との覚書	0	0
⑱	その他教育委員会が必要と認め た場合	2	3
	合 計	189	268

【中学校】		(人)	
	理 由	H27	H26
①－ア	学期途中の転居 (2・3年は卒業まで)	15	49
①－イ	学期途中の転居 (学年末まで)	3	18
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	4	2
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤－ア	特別支援学級	0	0
⑤－イ	病弱学級	0	0
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	18	
⑨	保護者の疾病	1	
⑩	保護者看護・介護	0	
⑪－ア	教育的配慮(身体上理由)	2	0
⑪－イ	教育的配慮(学校長意見等)	6	6
⑫－ア	地理的な理由(距離)	3	1
⑫－イ	地理的な理由(安全性・利便 性)	1	3
⑬	部活動による(中学生のみ)	4	5
⑭	町内会	7	5
⑮	住民票を異動できない	2	9
⑯	兄弟姉妹で校区が異なる	0	5
⑰	稲美町との覚書	0	0
⑱	その他教育委員会が必要と認め た場合	0	1
	合 計	67	104

平成27年7月1日現在

児童生徒数一覧表 (平成27年5月1日現在)

加古川市教育委員会

	学級数								1年			2年			3年			4年			5年			6年			計		
	1	2	3	4	5	6	※※※※	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
加古川中	9	10	9				2	30	171	189	360	182	185	367	178	160	338										531	534	1065
中部中	7	8	8				2	25	134	125	259	152	142	294	155	150	305										441	417	858
浜の宮中	8	8	8				3	27	172	139	311	164	131	295	154	153	307										490	423	913
岡荘中	2	2	2				2	8	37	19	56	31	30	61	38	39	77										106	88	194
平岡中	8	8	7				2	25	149	133	282	150	162	312	131	138	269										430	433	863
氷丘中	7	7	8				3	25	139	117	256	127	151	278	147	147	294										413	415	828
神吉中	6	7	8				4	25	108	138	246	145	121	266	139	145	284										392	404	796
山手中	4	4	4				2	14	75	76	151	80	75	155	76	84	160										231	235	466
志方中	2	3	3				1	9	34	37	71	30	54	84	47	50	97										111	141	252
平岡南中	5	6	6				2	19	91	86	177	116	93	209	115	104	219										322	283	605
別府中	5	5	5				2	17	89	95	184	96	104	200	102	80	182										287	279	566
陵南中	5	5	4				2	16	81	83	164	101	68	169	81	79	160										263	230	493
計	68	73	72	0	0	0	27	240	1280	1237	2517	1374	1316	2690	1363	1329	2692										4017	3882	7899

加古川小	5	4	5	4	4	4	3	29	74	72	146	67	70	137	79	71	150	54	83	137	74	55	129	74	77	151	422	428	850
氷丘小	4	5	4	5	5	4	3	30	64	71	135	77	74	151	71	68	139	78	77	155	96	72	168	88	70	158	474	432	906
神野小	3	3	3	3	3	3	3	21	45	32	77	44	40	84	43	51	94	46	60	106	44	50	94	55	56	111	277	289	566
野口小	4	4	4	4	4	4	4	28	73	71	144	51	70	121	71	70	141	76	58	134	70	57	127	71	80	151	412	406	818
平岡小	3	3	3	3	3	3	3	21	53	52	105	49	47	96	57	45	102	38	49	87	48	34	82	63	40	103	308	267	575
尾上小	4	4	4	3	4	4	3	26	55	67	122	69	53	122	73	56	129	57	43	100	63	58	121	64	59	123	381	336	717
別府小	2	2	2	3	2	2	2	15	31	28	59	37	25	62	36	33	69	43	32	75	29	43	72	34	30	64	210	191	401
八幡小	2	2	2	2	1	2	2	13	23	14	37	20	17	37	21	24	45	26	21	47	19	15	34	21	22	43	130	113	243
平荘小	1	1	1	1	1	1	2	8	18	11	29	13	18	31	20	12	32	24	10	34	14	15	29	14	24	38	103	90	193
上荘小	1	1	1	1	1	1	2	8	16	6	22	11	12	23	13	11	24	11	15	26	11	17	28	15	14	29	77	75	152
東神吉小	1	2	2	2	1	2	2	12	11	19	30	33	16	49	25	20	45	28	19	47	21	20	41	27	27	54	145	121	266
西神吉小	2	2	2	3	2	2	2	15	35	36	71	38	35	73	35	21	56	37	38	75	27	30	57	39	25	64	211	185	396
川西小	2	2	2	2	2	2	3	15	30	36	66	21	34	55	32	27	59	35	24	59	23	24	47	37	26	63	178	171	349
陵北小	2	2	2	2	2	2	2	14	22	22	44	32	26	58	24	30	54	23	30	53	26	28	54	37	25	62	164	161	325
平岡南小	4	3	4	3	4	3	2	23	53	54	107	52	55	107	59	51	110	48	51	99	65	70	135	54	64	118	331	345	676
浜の宮小	3	3	3	3	3	3	2	20	46	38	84	50	58	108	36	55	91	48	39	87	53	49	102	56	47	103	289	286	575
鳩里小	6	6	6	6	5	5	5	39	98	92	190	100	91	191	109	85	194	96	97	193	102	73	175	106	82	188	611	520	1131
平岡東小	4	5	4	4	3	4	2	26	76	67	143	74	75	149	64	59	123	62	48	110	71	48	119	77	56	133	424	353	777
野口北小	4	4	3	3	3	3	2	22	54	65	119	52	62	114	50	51	101	52	49	101	54	54	108	42	57	99	304	338	642
志方小	1	1	1	1	1	1	3	9	15	18	33	16	14	30	24	9	33	13	15	28	21	10	31	18	13	31	107	79	186
志方東小	1	1	1	1	1	1	1	7	6	8	14	7	3	10	6	6	12	5	6	11	7	12	19	11	5	16	42	40	82
志方西小	1	1	1	1	1	1	1	7	7	8	15	11	11	22	10	16	26	6	13	19	11	17	28	9	12	21	54	77	131
氷丘南小	4	4	4	3	3	4	3	25	79	63	142	64	66	130	60	58	118	56	48	104	59	49	108	56	70	126	374	354	728
平岡北小	4	4	3	4	4	3	2	24	68	53	121	69	59	128	50	53	103	58	62	120	66	63	129	58	61	119	369	351	720
野口南小	3	5	4	4	3	4	3	26	55	51	106	62	81	143	58	64	122	54	62	116	61	47	108	61	81	142	351	386	737
東神吉南小	2	3	3	3	2	3	4	20	31	33	64	42	39	81	36	47	83	35	41	76	39	32	71	37	46	83	220	238	458
若宮小	3	2	3	3	2	3	2	18	42	36	78	37	28	65	52	41	93	47	40	87	33	44	77	39	45	84	250	234	484
別府西小	4	3	3	4	3	4	2	23	66	47	113	55	43	98	45	56	101	73	47	120	63	46	109	61	64	125	363	303	666
計	80	82	80	81	73	78	70	544	1246	1170	2416	1253	1222	2475	1259	1190	2449	1229	1177	2406	1270	1132	2402	1324	1278	2602	7581	7169	14750

上段は特別支援学級児童生徒数（内数）

			学級数	1年			2年			3年 (幼稚部3歳児)			4年 (幼稚部4歳児)			5年 (幼稚部5歳児)			6年			計			
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
養護学校	幼稚園部		1										0	2		2	1	1	2				3	1	4
	小学部		8	3	2	5		3	3	1		1	2	2	4	2	1	3	3	1	4	11	9	20	
	中学部		11	7	4	11	6	3	9	5	2	7			0			0			0	18	9	27	
	高等部		7	3		3	3	2	5	3	1	4			0			0			0	9	3	12	
	計		27																			41	22	63	

小学校児童・学級数推計(現行)

(人・学級)

No.	小学校名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	加古川	児童数 学級数	850 (26)	829 (26)	861 (26)	864 (27)	844 (26)	834 (26)
2	氷丘	児童数 学級数	906 (27)	876 (26)	835 (25)	823 (25)	802 (25)	764 (25)
3	神野	児童数 学級数	566 (18)	528 (18)	503 (17)	468 (15)	437 (13)	413 (12)
4	野口	児童数 学級数	818 (24)	834 (25)	865 (26)	884 (26)	909 (27)	948 (29)
5	平岡	児童数 学級数	575 (18)	577 (19)	579 (19)	583 (19)	572 (19)	562 (18)
6	尾上	児童数 学級数	717 (23)	720 (23)	710 (23)	723 (23)	715 (22)	705 (23)
7	別府	児童数 学級数	401 (13)	401 (12)	391 (12)	381 (12)	371 (12)	353 (12)
8	八幡	児童数 学級数	243 (11)	242 (11)	244 (12)	236 (11)	222 (9)	216 (9)
9	平荘	児童数 学級数	193 (6)	189 (6)	185 (6)	183 (6)	177 (6)	167 (6)
10	上荘	児童数 学級数	152 (6)	150 (6)	154 (6)	144 (6)	146 (6)	152 (6)
11	東神吉	児童数 学級数	266 (10)	245 (9)	241 (10)	230 (9)	217 (8)	198 (7)
12	西神吉	児童数 学級数	396 (13)	402 (13)	424 (14)	400 (14)	395 (14)	371 (13)
13	川西	児童数 学級数	349 (12)	348 (12)	337 (12)	329 (12)	317 (12)	305 (12)
14	陵北	児童数 学級数	325 (12)	306 (12)	300 (12)	280 (11)	284 (11)	270 (11)
15	平岡南	児童数 学級数	676 (21)	671 (22)	646 (21)	666 (22)	654 (21)	657 (21)
16	浜の宮	児童数 学級数	575 (18)	586 (19)	590 (19)	603 (19)	620 (20)	608 (19)
17	鳩里	児童数 学級数	1,131 (34)	1,130 (34)	1,124 (33)	1,115 (33)	1,110 (33)	1,073 (32)
18	平岡東	児童数 学級数	777 (24)	802 (24)	843 (26)	900 (27)	938 (28)	948 (28)
19	野口北	児童数 学級数	642 (20)	651 (21)	666 (22)	703 (22)	723 (22)	766 (23)
20	志方	児童数 学級数	186 (6)	191 (6)	186 (6)	190 (6)	194 (7)	197 (7)
21	志方東	児童数 学級数	82 (6)	71 (6)	69 (6)	73 (6)	73 (6)	74 (6)
22	志方西	児童数 学級数	131 (6)	138 (6)	125 (6)	127 (6)	114 (6)	113 (6)
23	氷丘南	児童数 学級数	728 (22)	741 (22)	778 (23)	826 (25)	848 (26)	857 (26)
24	平岡北	児童数 学級数	720 (22)	703 (21)	681 (21)	669 (22)	672 (22)	642 (21)
25	野口南	児童数 学級数	737 (23)	721 (22)	758 (24)	778 (24)	787 (24)	757 (24)
26	東神吉南	児童数 学級数	458 (16)	450 (15)	441 (15)	462 (15)	446 (14)	456 (14)
27	若宮	児童数 学級数	484 (16)	461 (15)	444 (15)	423 (14)	386 (12)	387 (12)
28	別府西	児童数 学級数	666 (21)	666 (20)	672 (21)	677 (22)	709 (22)	754 (24)
	合 計	児童数 学級数	14,750 (474)	14,629 (471)	14,652 (478)	14,740 (479)	14,682 (473)	14,547 (472)

※平成27年度は5月1日現在の数値。

※平成28年度以降の入学児童数については、平成27年5月1日現在に加古川市の住民基本台帳に登録されている者を指定校区ごとに割り振り、過去3年間の入学率を乗じて推計値を作成。

なお、学級数については、1～4年については35人学級で算定。(学級数には、特別支援学級数は含めず。)

中学校生徒・学級数推計(現行)

(人・学級)

No.	中学校名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	加古川	生徒数 学級数	1,065 (28)	1,051 (28)	977 (26)	941 (25)	943 (25)	967 (25)
2	中 部	生徒数 学級数	858 (23)	831 (22)	764 (20)	747 (19)	718 (19)	747 (20)
3	浜の宮	生徒数 学級数	913 (24)	904 (24)	897 (24)	847 (23)	844 (23)	834 (22)
4	両 荘	生徒数 学級数	194 (6)	183 (6)	172 (6)	174 (6)	162 (6)	161 (6)
5	平 岡	生徒数 学級数	863 (23)	878 (23)	833 (22)	803 (21)	780 (21)	807 (22)
6	氷 丘	生徒数 学級数	828 (22)	808 (21)	793 (21)	783 (21)	751 (20)	759 (20)
7	神 吉	生徒数 学級数	796 (21)	761 (20)	699 (18)	694 (18)	675 (17)	715 (18)
8	山 手	生徒数 学級数	466 (12)	452 (12)	416 (11)	398 (11)	386 (11)	390 (11)
9	志 方	生徒数 学級数	252 (8)	219 (7)	210 (6)	195 (6)	199 (6)	182 (6)
10	平岡南	生徒数 学級数	605 (17)	557 (16)	530 (15)	495 (14)	485 (13)	464 (12)
11	別 府	生徒数 学級数	566 (15)	566 (15)	541 (15)	546 (15)	525 (14)	502 (13)
12	陵 南	生徒数 学級数	493 (14)	493 (14)	481 (13)	471 (12)	461 (12)	459 (12)
	合 計	生徒数 学級数	7,899 (213)	7,703 (208)	7,313 (197)	7,094 (191)	6,929 (187)	6,987 (187)

※平成27年度は5月1日現在の数値。

※平成28年度以降の生徒数については、現在小学校に就学している児童を中学校区ごとに割振り、進学率(私学等へ進学する者を除いた割合)を加味し算定。

※学級数には、特別支援学級数は含めず。

加古川市立学校校区審議会条例

昭和 44 年 7 月 1 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 加古川市教育委員会の附属機関として、加古川市立学校校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、加古川市立学校校区の設定及び変更に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもつて組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の代表者
- (2) その他教育委員会の必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が前条第 1 号の職を辞したときは、委員の職を失う。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

加古川市立学校校区審議会条例施行規則

昭和 44 年 9 月 16 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、加古川市立学校校区審議会条例（昭和 44 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員の構成は、次の各号による。

(1) 関係諸団体の代表者

- ア 加古川市小学校校長会の代表 1 人
- イ 加古川市中学校校長会の代表 1 人
- ウ 加古川市 P T A 連合会の代表 2 人

(2) その他教育委員会の必要と認める者 4 人

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可、否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会において、必要あるときは、委員以外の関係者の出席をもとめ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 8 月 7 日教委規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日教委規則第 14 号）
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 27 日教委規則第 17 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 13 日教委規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

